



ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭への支援 問 子ども支援課 手当係 ☎7185-1111(内線849・850)

ひとり親家庭等でお子さんを抱えての生活の不安や悩み、ひとり親世帯等が利用できる制度について、専門のスタッフが相談に応じます。お気軽にご相談ください。

🌿 児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子世帯の母・父や母・父に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※所得制限があります。詳細は、ホームページ又は担当課にお問い合わせください。

🌿 ケースワーカー、母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、離婚前・離婚後の相談、就労に関する相談に応じています。必要に応じ、専門機関へのご紹介等も行っています。

🌿 ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭や父子家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親と子どもを対象に、保険医療費の自己負担額分を助成しています。

※所得制限があります。利用前に登録申請が必要です。

🌿 ひとり親家庭の支援事業

小学校6年生までの児童を養育しているひとり親、養育者の方でファミリーサポート、一時預かり、「あい・あびこ」の家事支援、病児・病後児保育の各事業を利用した場合、支払った料金の一部を助成します。

※所得制限があります。利用前に登録申請が必要です。

ハローワーク松戸・マザーズコーナー

子育てをしながら就職を目指すママ&パパの仕事探し、就職活動を応援します。ベビーベットや絵本・おもちゃコーナーを設置し、子どもを連れてでも来所しやすくなりました。求人情報の提供・職業相談・職業紹介。保育施設や子育てサービスの情報提供も行っています。担当者制によるきめこまかいサポート(希望者のみ)、スキルアップのための職業訓練の紹介、その他再就職にあたっての気がかりなこと、心配なことなどの相談など

- 開設時間: 月曜日～金曜日 8時30分から17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 場 所: 松戸市松戸1307の1 松戸ビル3階
- 電 話: 047-367-8609(代表)

